

お客様各位

株式会社 パルメディカル

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-9-17

電話 03-5821-0607

## 毒物及び劇物指定令改正に伴う製品に関する重要なお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般厚生労働省より「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」が取りまとめられ、2019年4月19日に公表されました。政令（案）では改正令の公布日は6月下旬を予定、施行期日は2019年7月1日、対応項目の経過措置期間は2019年9月30日となっております。

この改正により弊社の取扱製品に含有されている成分の一部が劇物に指定される事が判明致しました。

劇物に指定されることで、販売・取扱い・保管等に関する管理を厳密に行なっていただく事になります。

つきましては下記対象製品につきまして、該当物質を含有しない仕様に変更する事に致しました。

変更品につきましては、施行期日に予定されている7月1日以前に速やかにご提供できる準備を進めております。

お客様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ■対象製品：環境除菌ワイプ pal3in1<sup>®</sup>

型番 W621110JCE : pal3in1<sup>®</sup> バケツタイプ 200枚入り

型番 S522110JCE : pal3in1<sup>®</sup> ソフトパックタイプ 200枚入り

型番 S524110JCE : pal3in1<sup>®</sup> ソフトパックタイプ 50枚入り

#### ■該当物質

ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド（0.4%以下を含有するものを除く）：CAS番号 7173-51-5

#### ■仕様変更に関する情報

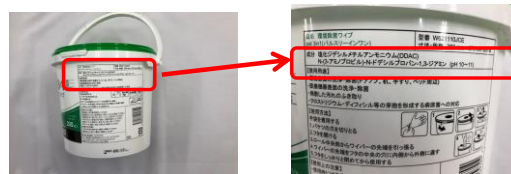
##### 1. 変更内容

- ① 現行品に含まれている除菌成分ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド（CAS番号 7173-51-5）が同じ第4級アンモニウム化合物である混合ジアルキルジメチルアンモニウム塩化物（CAS番号 68424-95-3：EPA登録番号 6836-54）に変更になります。

- ② 製品に記載されている成分名の表示が変更になります。



ソフトパックタイプ



バケツタイプ

- ③ その他この仕様の変更における型番・JANコード・価格・サイズ・外装箱の変更はございません。

## 2. 変更時期

2019年6月24日の週を目処に順次、新仕様に切り替えさせていただきます。

## 3. お客様の在庫について：ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリドを含有している現行品について

予定通り法が施行された場合でも、6月末日までに弊社が販売致しました製品につきましては9月30日までの猶予期間中は製品ラベルに劇物に関する表示がないままでご使用いただけます。

しかしながら、施行日の7月1日以降は「毒物及び劇物取締法」に則した、取り扱いや保管が必要になりますので、可能な限り在庫をせず6月末日までに速やかにお使いください。

尚、7月1日を超えて在庫になってしまう製品につきましては、弊社にて返品をお受け致します。

お客様におかれましては6月中に現行品の在庫が無くなるよう調整して頂くなどのご配慮をお願い申し上げます。

## ■「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令」による変更点

### 1. 病院・クリニック等のご使用者様

- ① 保管方法：施行日以降は白地に赤で医薬用外劇物と表示された施錠可能な保管庫での保管が必要になり、施錠を行い製品管理表などで適切に管理する事が必要になります。
- ② 廃棄方法：ご使用されている方の状況により異なりますので、所轄の保健所にお問い合わせください。

### 2. 販売代理店様

- ① 販売方法：販売・購入に際し譲受書の提出を受ける、或いは記載が必要になります。
- ② 保管方法：施行日以降は白地に赤で医薬用外劇物と表示された施錠可能な保管庫での保管が必要になり、施錠を行い製品管理表などで適切に管理する事が必要になります。
- ③ 廃棄方法：ご使用されている方の状況により異なりますので、所轄の保健所にお問い合わせください。

### 3. 10月1日以降（猶予期間後）の取り扱いについて

- ① 営業の登録：販売する場合は登録が必要になります。（取得日より販売可能です）
- ② 毒劇物取扱責任者の設置：毒物劇物営業者は取り扱う営業所又は店舗ごとに設置することが必要になります（保健衛生上の危害防止に当たらせなければなりません）。
- ③ 表示義務：表示の整っていない製品（劇物の表示のない製品）は販売授与することができなくなります。

注：新たな仕様の製品につきましては、これらの制限は全て不要になります。

4. 「毒物及び劇物取締法」の詳細については厚生労働省医薬・生活衛生局化学物質安全対策室ホームページをご参照ください。<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/gaiyou/kisei/eigyousya.html>

その他、ご不明な点がございましたら弊社営業担当まで何なりとお問い合わせください。

以上